児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の 施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第21号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省 令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第1条 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(平成25年静岡県規則第17号)の

一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
目次	目次
第1章~第4章 (略)	第1章~第4章 (略)
	第5章 居宅訪問型児童発達支援
	第1節 基本方針(第79条の2)
	第2節 人員に関する基準 (第79条の3・
	第79条の4)
	第3節 設備に関する基準(第79条の5)
	第4節 運営に関する基準 (第79条の6-
	第79条の9)
<u>第5章・第6章</u> (略)	第6章・第7章 (略)
附則	附則
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる	第2条 この規則において、次の各号に掲げる
用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると	用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると

- ころによる。
 - (1) 通所給付決定保護者 児童福祉法 (昭和 22年法律第164号。以下「法」という。)第6 条の2第8項に規定する通所給付決定保護 者をいう。

(2)~(4) (略)

⑤ 通所利用者負担額 法第21条の5の3第 2項第2号(法第21条の5の13第2項の規 定により、同条第1項に規定する放課後等 デイサービス障害児通所給付費等の支給に ついて適用する場合を含む。) に掲げる額及

- ころによる。
 - (1) 通所給付決定保護者 児童福祉法(昭和 22年法律第164号。以下「法」という。)第6 条の2の2第9項に規定する通所給付決定 保護者をいう。

(2)~(4) (略)

⑤ 通所利用者負担額 法第21条の5の3第 2項第2号(法第21条の5の13第2項の規 定により、同条第1項に規定する放課後等 デイサービス障害児通所給付費等の支給に ついて適用する場合を含む。) に掲げる額及

び肢体不自由児通所医療(法<u>第21条の5の28第1項</u>に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

(6)~(9) (略)

(III) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項 (法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の28第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

(11) (略)

(12) 多機能型事業所 第3条に規定する指定 児童発達支援の事業、第60条に規定する指 定医療型児童発達支援の事業、第70条に規 定する指定放課後等デイサービスの事業及 び第80条に規定する指定保育所等訪問支援 の事業並びに障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設 備及び運営に関する基準(平成18年厚生労 働省令第171号。以下「指定障害福祉サービ ス等基準省令」という。)第77条に規定する 指定生活介護の事業、指定障害福祉サービ ス等基準省令第155条に規定する指定自立訓 練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サー び肢体不自由児通所医療(法<u>第21条の5の29第1項</u>に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

(6)~(9) (略)

(II) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項 (法第21条の5の13第2項の規定により、 同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

(11) (略)

(12) 多機能型事業所 第3条に規定する指定 児童発達支援の事業、第60条に規定する指 定医療型児童発達支援の事業、第70条に規 定する指定放課後等デイサービスの事業、 第79条の2に規定する指定居宅訪問型児童 発達支援の事業及び第80条に規定する指定 保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日 常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律に基づく指定障害福祉サービスの 事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号。以下「指 定障害福祉サービス等基準省令」という。) 第77条に規定する指定生活介護の事業、指 定障害福祉サービス等基準省令第155条に規 ビス等基準省令第165条に規定する指定自立 訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サ ービス等基準省令第174条に規定する指定就 労移行支援の事業、指定障害福祉サービス 等基準省令第185条に規定する指定就労継続 支援A型の事業及び指定障害福祉サービス 等基準省令第198条に規定する指定就労継続 支援B型の事業のうち2以上の事業を一体 的に行う事業所(指定障害福祉サービス等 基準省令に規定する事業のみを行う事業所 を除く。)のことをいう。

(従業者の員数)

- 第4条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) <u>指導員又は</u>保育士 指定児童発達支援の 単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて 専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる <u>指導員又は</u>保育士の合計数が、ア又はイに 掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ ア又はイに定める数以上

定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、 指定障害福祉サービス等基準省令第165条に 規定する指定自立訓練(生活訓練)の事 業、指定障害福祉サービス等基準省令第174 条に規定する指定就労移行支援の事業、指 定障害福祉サービス等基準省令第185条に規 定する指定就労継続支援A型の事業及び指 定障害福祉サービス等基準省令第198条に規 定する指定就労継続支援B型の事業のうち 2以上の事業を一体的に行う事業所(指定 障害福祉サービス等基準省令に規定する事 業のみを行う事業所を除く。)のことをい う。

(従業者の員数)

- 第4条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。) 指定児童発達

ア・イ (略)

- (2) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。) 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童 発達支援事業所において日常生活を営むのに 必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担 当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練 を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かな ければならない。この場合において、当該機 能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ご とにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該 指定児童発達支援の提供に当たる場合には、 当該機能訓練担当職員の数を<u>指導員又は</u>保育 士の合計数に含めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症 心身障害児(法第7条第2項に規定する重症 心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる指 定児童発達支援事業所に置くべき従業者及び その員数は、次のとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 看護師 1以上

支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を 通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に 当たる<u>児童指導員、</u>保育士<u>又は障害福祉サ</u> 一ビス経験者の合計数が、ア又はイに掲げ る障害児の数の区分に応じ、それぞれア又 はイに定める数以上

ア・イ (略)

- (2) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。) 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童 発達支援事業所において日常生活を営むのに 必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担 当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練 を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かな ければならない。この場合において、当該機 能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ご とにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該 指定児童発達支援の提供に当たる場合には、 当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保 育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に 含めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症 心身障害児(法第7条第2項に規定する重症 心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる指 定児童発達支援事業所に置くべき従業者及び その員数は、次のとおりとする。ただし、指 定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う 時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能 訓練を行わない時間帯については、第4号の 機能訓練担当職員を置かないことができる。
 - (1) (略)
 - (2) <u>看護職員(保健師、助産師、看護師又は</u> 准看護師をいう。以下同じ。) 1以上

(3) 児童指導員 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。) 又は保育士1以上

(4) • (5) (略)

4 (略)

5 第1項第1号の<u>指導員又は</u>保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

<u>6</u> (略)

第5条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 第2項の規定にかかわらず、主として重症 心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業 所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、 次の各号に掲げる従業者を置かなければなら ない。この場合において、当該各号に掲げる 従業者については、その数を児童指導員及び 保育士の総数に含めることができる。
 - (1) <u>看護師</u> 1以上
 - (2) (略)
- 5 · 6 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第25条 (略)

2 · 3 (略)

③ 児童指導員又は保育士 1以上

(4) • (5) (略)

4 (略)

- 5 第1項第1号の<u>児童指導員、</u>保育士<u>又は障</u> <u>害福祉サービス経験者</u>のうち、1人以上は、 常勤でなければならない。
- 6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障 害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指 導員又は保育士でなければならない。

7 (略)

第5条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 第2項の規定にかかわらず、主として重症 心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業 所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、 次の各号に掲げる従業者を置かなければなら ない。この場合において、当該各号に掲げる 従業者については、その数を児童指導員及び 保育士の総数に含めることができる。
 - (l) <u>看護職員</u> 1以上
 - (2) (略)
- 5 · 6 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第25条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定に より、その提供する指定児童発達支援の質の 評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げ る事項について、自ら評価を行うとともに、 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害 児の保護者による評価を受けて、その改善を 図らなければならない。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する

(情報の提供等)

第47条 指定児童発達支援事業者は、指定児童 発達支援を利用しようとする障害児が、これ を適切かつ円滑に利用できるように、当該指 定児童発達支援事業者が実施する事業の内容 に関する情報の提供を<u>行うよう努めなければ</u> ならない。

2 (略)

(利益供与等の禁止)

第48条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第16項</u>に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対

障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取 組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する 障害児及びその保護者に対する必要な情報 の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害 対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年 に1回以上、前項の評価及び改善の内容をイ ンターネットの利用その他の方法により公表 しなければならない。

(情報の提供等)

第47条 指定児童発達支援事業者は、指定児童 発達支援を利用しようとする障害児が、これ を適切かつ円滑に利用できるように、当該指 定児童発達支援事業者が実施する事業の内容 に関する情報の提供を行わなければならな い。

2 (略)

(利益供与等の禁止)

第48条 指定児童発達支援事業者は、障害児相 談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5</u> 条第18項に規定する一般相談支援事業若しく は特定相談支援事業を行う者(次項において 「障害児相談支援事業者等」という。)、障害 福祉サービスを行う者等又はその従業者に対 し、障害児又はその家族に対して当該指定児 童発達支援事業者を紹介することの対償とし て、金品その他の財産上の利益を供与しては ならない。

2 (略)

(苦情解決)

第49条 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した 指定児童発達支援に関し、法<u>第21条の5の21</u> 第1項の規定により知事又は市町村長(以下 この項及び次項において「知事等」という。) が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の 提出若しくは提示の命令又は当該職員からの 質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備 若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応 じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その 他の当該障害児の家族からの苦情に関して知 事等が行う調査に協力するとともに、知事等 から指導又は助言を受けた場合は、当該指導 又は助言に従って必要な改善を行わなければ ならない。

4·5 (略)

(地域との連携等)

第50条 (略)

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律

し、障害児又はその家族に対して当該指定児 童発達支援事業者を紹介することの対償とし て、金品その他の財産上の利益を供与しては ならない。

2 (略)

(苦情解決)

第49条 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した 指定児童発達支援に関し、法<u>第21条の5の22</u> 第1項の規定により知事又は市町村長(以下 この項及び次項において「知事等」という。) が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の 提出若しくは提示の命令又は当該職員からの 質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備 若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応 じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その 他の当該障害児の家族からの苦情に関して知 事等が行う調査に協力するとともに、知事等 から指導又は助言を受けた場合は、当該指導 又は助言に従って必要な改善を行わなければ ならない。

4·5 (略)

(地域との連携等)

第50条 (略)

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、 指定児童発達支援の事業を行うものに限る。) は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に 関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害 児が通い、在学し、若しくは在籍する保育 所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは 特別支援学校若しくは就学前の子どもに関す る教育、保育等の総合的な提供の推進に関す る法律(平成18年法律第77号)第2条第6項 第77号)第2条第6項に規定する認定こども 園その他児童が集団生活を営む施設からの相 談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよ う努めなければならない。

(従業者の員数)

- 第54条 児童発達支援に係る基準該当通所支援 (以下「基準該当児童発達支援」という。)の 事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援 事業者」という。)が当該事業を行う事業所 (以下「基準該当児童発達支援事業所」とい う。)に置くべき従業者及びその員数は、次の とおりとする。
 - (1) <u>指導員又は</u>保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる<u>指導員又は</u>保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

(指定生活介護事業所に関する特例)

第58条 次の各号に掲げる要件を満たした指定 生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基 準省令第78条第1項に規定する指定生活介護 事業者をいう。)が地域において児童発達支援 が提供されていないこと等により児童発達支 援を受けることが困難な障害児に対して指定 生活介護(指定障害福祉サービス等基準省令 第77条に規定する指定生活介護をいう。以下 同じ。)を提供する場合には、当該指定生活介 に規定する認定こども園その他児童が集団生 活を営む施設からの相談に応じ、助言その他 の必要な援助を行うよう努めなければならな い。

(従業者の員数)

- 第54条 児童発達支援に係る基準該当通所支援 (以下「基準該当児童発達支援」という。)の 事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援 事業者」という。)が当該事業を行う事業所 (以下「基準該当児童発達支援事業所」とい う。)に置くべき従業者及びその員数は、次の とおりとする。
 - (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービ ス経験者 基準該当児童発達支援の単位ご とにその提供を行う時間帯を通じて専ら当 該基準該当児童発達支援の提供に当たる<u>児</u> 童指導員、保育士又は障害福祉サービス経 験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児 の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定 める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障 害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指 導員又は保育士でなければならない。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第58条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準省令第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準省令第77条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定生活介護を基

護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活 介護を行う指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準省令第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第22条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

(1) • (2) (略)

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第59条 次の各号に掲げる要件を満たした指定 通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業 の人員、設備及び運営に関する基準(平成11 年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス 等基準省令」という。) 第93条第1項に規定す る指定通所介護事業者をいう。) 又は指定地域 密着型通所介護事業者(指定地域密着型サー ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基 準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指 定地域密着型サービス基準省令」という。)第 20条に規定する指定地域密着型通所介護事業 者をいう。)が地域において児童発達支援が提 供されていないこと等により児童発達支援を 受けることが困難な障害児に対して指定通所 介護(指定居宅サービス等基準省令第92条に 規定する指定通所介護をいう。) 又は指定地域 密着型通所介護(指定地域密着型サービス基 準省令第19条に規定する指定地域密着型通所 介護をいう。)(以下「指定通所介護等」とい う。)を提供する場合には、当該指定通所介護 等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所 介護等を行う指定通所介護事業所(指定居宅 サービス等基準省令第93条第1項に規定する 指定通所介護事業所をいう。) 又は当該指定地 域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所 準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を 行う指定生活介護事業所(指定障害福祉サー ビス等基準省令第78条第1項に規定する指定 生活介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該 当児童発達支援事業所とみなす。この場合に おいて、この節(前条(第22条第2項、第3 項、第5項及び第6項の規定を準用する部分 に限る。)を除く。)の規定は、当該指定生活介 護事業所については適用しない。

(1) • (2) (略)

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第59条 次に掲げる要件を満たした指定通所介 護事業者(指定居宅サービス等の事業の人 員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚 生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基 準省令」という。)第93条第1項に規定する指 定通所介護事業者をいう。) 又は指定地域密着 型通所介護事業者(指定地域密着型サービス の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定 地域密着型サービス基準省令」という。)第20 条に規定する指定地域密着型通所介護事業者 をいう。)が地域において児童発達支援が提供 されていないこと等により児童発達支援を受 けることが困難な障害児に対して指定通所介 護(指定居宅サービス等基準省令第92条に規 定する指定通所介護をいう。) 又は指定地域密 着型通所介護(指定地域密着型サービス基準 省令第19条に規定する指定地域密着型通所介 護をいう。)(以下「指定通所介護等」とい う。)を提供する場合には、当該指定通所介護 等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所 介護等を行う指定通所介護事業所(指定居宅 サービス等基準省令第93条第1項に規定する 指定通所介護事業所をいう。) 又は当該指定地 域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所 介護事業所(指定地域密着型サービス基準省 令第20条に規定する指定地域密着型通所介護 事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所 等」という。)を基準該当児童発達支援事業所 とみなす。この場合において、この節(第57 条(第22条第2項、第3項、第5項及び第6 項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の 規定は、当該指定通所介護事業所等について は適用しない。

(1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) • (3) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関 する特例)

第59条の2 次の各号に掲げる要件を満たした 指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地 域密着型サービス基準省令第63条第1項に規 定する指定小規模多機能型居宅介護事業者を いう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護 事業者(指定地域密着型サービス基準省令第 171条第1項に規定する指定看護小規模多機能 型居宅介護事業者をいう。)が地域において児 童発達支援が提供されていないこと等により 児童発達支援を受けることが困難な障害児に 対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地 域密着型サービス基準省令第62条に規定する 指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指 定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指 定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密 介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第57条(第22条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準省令第 95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) • (3) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関 する特例)

第59条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サ

着型サービス基準省令第170条に規定する指定 看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち 通いサービス(指定地域密着型サービス基準 省令第63条第1項又は第171条第1項に規定す る通いサービスをいう。以下同じ。)を提供す る場合には、当該通いサービスを基準該当児 童発達支援と、当該通いサービスを行う指定 小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密 着型サービス基準省令第63条第1項に規定す る指定小規模多機能型居宅介護事業所をい う。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所(指定地域密着型サービス基準省令第171 条第1項に規定する指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模 多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準 該当児童発達支援事業所とみなす。この場合 において、この節(第57条(第22条第2項、 第3項、第5項及び第6項の規定を準用する 部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定小 規模多機能型居宅介護事業所等については適 用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。)の数と指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(平成25年静岡県規則第19号。以下「指定障害福祉サービス等基準規則」という。)第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準規則第148条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準規則第158条の2の規定により基準該当自立訓練

ービス基準省令第170条に規定する指定看護小 規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサ ービス(指定地域密着型サービス基準省令第 63条第1項又は第171条第1項に規定する通い サービスをいう。以下同じ。)を提供する場合 には、当該通いサービスを基準該当児童発達 支援と、当該通いサービスを行う指定小規模 多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サ ービス基準省令第63条第1項に規定する指定 小規模多機能型居宅介護事業所をいう。又は 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指 定地域密着型サービス基準省令第171条第1項 に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型 居宅介護事業所等」という。)を基準該当児童 発達支援事業所とみなす。この場合におい て、この節(第57条(第22条第2項、第3 項、第5項及び第6項の規定を準用する部分 に限る。)を除く。)の規定は、当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所等については適用し ない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。)の数と指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(平成25年静岡県規則第19号。以下「指定障害福祉サービス等基準規則」という。)第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準規則第148条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準規則第158条の2の規定により基準該当自立訓練

(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第79条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下の規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下にあっては、18人)以下とすること。

② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 等の通いサービスの利用定員(当該指定小 規模多機能型居宅介護事業所等の通いサー ビスの利用者の数と指定障害福祉サービス 等基準規則第95条の規定により基準該当生 活介護とみなされる通いサービス、指定障 害福祉サービス等基準規則第148条の2の規 定により基準該当自立訓練(機能訓練)と みなされる通いサービス若しくは指定障害 福祉サービス等基準規則第158条の2の規定 により基準該当自立訓練(生活訓練)とみ なされる通いサービス又はこの条の規定に より基準該当児童発達支援とみなされる通 いサービス若しくは第79条において準用す るこの条の規定により基準該当放課後等デ イサービスとみなされる通いサービスを受 ける障害者及び障害児の数の合計数の一日

(生活訓練) とみなされる通いサービス又 はこの条の規定により基準該当児童発達支 援とみなされる通いサービス若しくは第79 条において準用するこの条の規定により基 準該当放課後等デイサービスとみなされる 通いサービスを利用するために当該指定小 規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受 けた障害者及び障害児の数の合計数の上限 をいう。以下この条において同じ。)を29人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介 護事業所(指定地域密着型サービス基準省 令第63条第7項に規定するサテライト型指 定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 以下同じ。) 又はサテライト型指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着 型サービス基準省令第171条第8項に規定す るサテライト型指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあって は、18人)以下とすること。

② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 等の通いサービスの利用定員(当該指定小 規模多機能型居宅介護事業所等の通いサー ビスの利用者の数と指定障害福祉サービス 等基準規則第95条の規定により基準該当生 活介護とみなされる通いサービス、指定障 害福祉サービス等基準規則第148条の2の規 定により基準該当自立訓練(機能訓練)と みなされる通いサービス若しくは指定障害 福祉サービス等基準規則第158条の2の規定 により基準該当自立訓練(生活訓練)とみ なされる通いサービス又はこの条の規定に より基準該当児童発達支援とみなされる通 いサービス若しくは第79条において準用す るこの条の規定により基準該当放課後等デ イサービスとみなされる通いサービスを受 ける障害者及び障害児の数の合計数の一日

当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の 1から15人(登録定員が25人を超える指定 小規模多機能型居宅介護事業所等にあって は、登録定員に応じて、次の表に定める利 用定員、サテライト型指定小規模多機能型 居宅介護事業所にあっては、12人)までの 範囲内とすること。

(表略)

(3)~(5) (略)

(従業者の員数)

第61条 指定医療型児童発達支援の事業を行う 者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」 という。)が当該事業を行う事業所(以下「指 定医療型児童発達支援事業所」という。) に置 くべき従業者及びその員数は、次のとおりと する。

(1)~(3) (略)

(4) 看護師 1以上

(5) • (6) (略)

2 • 3 (略)

(運営規程)

第68条 (略)

(準用)

第69条 第11条から第21条まで、第23条、第25 **│ 第69条** 第11条から第21条まで、第23条、第25

当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の 1から15人(登録定員が25人を超える指定 小規模多機能型居宅介護事業所等にあって は、登録定員に応じて、次の表に定める利 用定員、サテライト型指定小規模多機能型 居宅介護事業所又はサテライト型指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所にあって は、12人)までの範囲内とすること。

(表略)

(3)~(5) (略)

(従業者の員数)

第61条 指定医療型児童発達支援の事業を行う 者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」 という。)が当該事業を行う事業所(以下「指 定医療型児童発達支援事業所」という。)に置 くべき従業者及びその員数は、次のとおりと する。

(1)~(3) (略)

⑷ 看護職員 1以上

(5) • (6) (略)

2 • 3 (略)

(運営規程)

第68条 (略)

(情報の提供等)

- 第68条の2 指定医療型児童発達支援事業者 は、指定医療型児童発達支援を利用しようと する障害児が、これを適切かつ円滑に利用で きるように、当該指定医療型児童発達支援事 業者が実施する事業の内容に関する情報の提 供を行うよう努めなければならない。
- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指 定医療型児童発達支援事業者について広告を する場合において、その内容を虚偽のもの又 は誇大なものとしてはならない。

(準用)

条から第33条まで、第35条、第37条から第40 条まで、第42条から第46条まで、第47条第1 項、第48条から第51条まで及び第53条の規定 は、指定医療型児童発達支援の事業について 準用する。この場合において、第11条第1項 中「第36条」とあるのは「第68条」と、第15 条中「いう。第36条第6号及び」とあるのは 「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあ るのは「第65条」と、第26条中「児童発達支 援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計 画」と、第33条中「医療機関」とあるのは 「他の専門医療機関」と、第42条中「従業者 の勤務の体制、前条の協力医療機関」とある のは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2 項第3号中「第34条」とあるのは「第67条」 と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

- 第71条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 児童指導員、保育士又は<u>学校教育法の規</u> 定による高等学校若しくは中等教育学校を 卒業した者、同法第90条第2項の規定によ り大学への入学を認められた者、通常の課 程による12年の学校教育を修了した者(通 常の課程以外の課程によりこれに相当する 学校教育を修了した者を含む。)若しくは文 部科学大臣がこれと同等以上の資格を有す ると認定した者であって、2年以上障害福 祉サービスに係る業務に従事したもの(以

条 (第4項及び第5項を除く。)から第33条ま で、第35条、第37条から第40条まで、第42条 から第46条まで、第48条から第51条まで及び 第53条の規定は、指定医療型児童発達支援の 事業について準用する。この場合において、 第11条第1項中「第36条」とあるのは「第68 条」と、第15条中「いう。第36条第6号及 び」とあるのは「いう。」と、第21条第2項 中「次条」とあるのは「第65条」と、第25条 第1項及び第26条中「児童発達支援計画」と あるのは「医療型児童発達支援計画」と、第 33条中「医療機関」とあるのは「他の専門医 療機関」と、第42条中「従業者の勤務の体 制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業 者の勤務の体制」と、第53条第2項第2号中 「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児 童発達支援計画」と、第53条第2項第3号中 「第34条」とあるのは「第67条」と読み替え るものとする。

(従業者の員数)

- 第71条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 児童指導員、保育士又は<u>障害福祉サービス経験者</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

下「障害福祉サービス経験者」という。)

指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症 心身障害児を通わせる指定放課後等デイサー ビス事業所に置くべき従業者及びその員数 は、次のとおりとする。

(1) (略)

② <u>看護師</u> 1以上

(3)~(5) (略)

 $4 \sim 7$ (略)

(通所利用者負担額の受領)

第75条 (略)

(情報の提供等)

- 第75条の2 指定放課後等デイサービス事業者 は、指定放課後等デイサービスを利用しよう とする障害児が、これを適切かつ円滑に利用 できるように、当該指定放課後等デイサービ ス事業者が実施する事業の内容に関する情報 の提供を行わなければならない。
- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該 指定放課後等デイサービス事業者について広 告をする場合において、その内容を虚偽のも の又は誇大なものとしてはならない。

ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症 心身障害児を通わせる指定放課後等デイサー ビス事業所に置くべき従業者及びその員数 は、次のとおりとする。ただし、指定放課後 等デイサービスの単位ごとにその提供を行う 時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能 訓練を行わない時間帯については、第4号の 機能訓練担当職員を置かないことができる。
 - (1) (略)
 - ② 看護職員 1以上

(3)~(5) (略)

 $4 \sim 7$ (略)

(通所利用者負担額の受領)

第75条 (略)

- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、第76 条において準用する第25条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
 - (1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を 利用する障害児及びその保護者の意向、障 害児の適性、障害の特性その他の事情を踏 まえた支援を提供するための体制の整備の 状況
 - (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に 供する設備及び備品等の状況
 - (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取 組の状況
 - (5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を 利用する障害児及びその保護者に対する必 要な情報の提供、助言その他の援助の実施 状況
 - (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害 対策
 - (7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る 業務の改善を図るための措置の実施状況
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、おお むね1年に1回以上、前項の評価及び改善の 内容をインターネットの利用その他の方法に より公表しなければならない。

(進用)

第76条 第11条から第21条まで、第23条から第29条まで、第31条、第33条から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項、第

(進用)

第76条 第11条から第21条まで、第23条から第29条まで、第31条、第33条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項、第51

51条から第53条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項」とあるのは「いう。第76条において準用する第36条第6号」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第75条」と、<u>第26条</u>中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第79条 第6条、第11条から第21条まで、第24 条第2項、第25条から第29条まで、第31条、 第33条から第44条まで、<u>第46条、第48条、第</u> 49条、第50条第1項、第51条から第53条ま で、第58条から第59条の2まで、第70条<u>、</u>第 75条(第1項を除く。)<u>及び第75条の2</u>の規定 は、基準該当放課後等デイサービスの事業に ついて準用する。 条から第53条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項」とあるのは「いう。第76条において準用する第36条第6号」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第75条」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第75条第2項」と、第25条第1項、第26条及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第79条 第6条、第11条から第21条まで、第24 条第2項、第25条から第29条まで、第31条、 第33条から第44条まで、<u>第46条から第49条ま</u> で、第50条第1項、第51条から第53条まで、 第58条から第59条の2まで、第70条<u>及び</u>第75 条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課 後等デイサービスの事業について準用する。

第5章 居宅訪問型児童発達支援 第1節 基本方針

第79条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

第79条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業

- <u>所」という。)に置くべき従業者及びその員数</u>は、次のとおりとする。
- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援 を行うために必要な数
- ② 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療 法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若 しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員 若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規 定による大学の学部で、心理学を専修する学 科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業 した者であって、個人及び集団心理療法の技 術を有するもの又はこれと同等以上の能力を 有すると認められる者をいう。)として配置さ れた日以後、障害児について、入浴、排せ つ、食事その他の介護を行い、及び当該障害 児の介護を行う者に対して介護に関する指導 を行う業務又は日常生活における基本的な動 作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上 のために必要な訓練その他の支援(以下「訓 練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓 練等を行う者に対して訓練等に関する指導を 行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る 業務に3年以上従事した者でなければならな V 10
- 3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第79条の4 第6条の規定は、指定居宅訪問型 児童発達支援の事業について準用する。この 場合において、同条中「ただし、」とあるの は、「ただし、第79条の3第1項第1号に掲 げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童 発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除

き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

- 第79条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業 所には、事業の運営を行うために必要な広さ を有する専用の区画を設けるほか、指定居宅 訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び 備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当 該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に 供するものでなければならない。ただし、障 害児の支援に支障がない場合は、この限りで ない。

第4節 運営に関する基準 (身分を証する書類の携行)

第79条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業 者は、従業者に身分を証する書類を携行さ せ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定 保護者その他の当該障害児の家族から求めら れたときは、これを提示すべき旨を指導しな ければならない。

(通所利用者負担額の受領)

- 第79条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業 者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供し た際は、通所給付決定保護者から当該指定居 宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担 額の支払を受けるものとする。
- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法 定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発 達支援を提供した際は、通所給付決定保護者 から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係 る指定通所支援費用基準額の支払を受けるも のとする。
- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前 2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定 保護者の選定により通常の事業の実施地域

(当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が 通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供 する地域をいう。次条第5号において同じ。) 以外の地域において指定居宅訪問型児童発達 支援を提供する場合は、それに要した交通費 の額の支払を通所給付決定保護者から受ける ことができる。

- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前 3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該 費用に係る領収証を当該費用の額を支払った 通所給付決定保護者に対し交付しなければな らない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第 3項の交通費については、あらかじめ、通所 給付決定保護者に対し、その額について説明 を行い、通所給付決定保護者の同意を得なけ ればならない。

(運営規程)

- 第79条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業 者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ご とに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する運営規程を定めておかなければ ならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並び に通所給付決定保護者から受領する費用の 種類及びその額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (9) その他運営に関する重要事項 (準用)
- 第79条の9 第11条から第21条まで、第23条、

第5章 保育所等訪問支援

第80条 (略)

- 第83条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当 該指定保育所等訪問支援の事業の用に供する ものでなければならない。ただし、障害児の 支援に支障がない場合は、この限りでない。 (身分を証する書類の携行)
- 第84条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

第24条、第25条(第4項及び第5項を除 く。)、第26条から第29条まで、第31条、第33 条から第35条まで、第37条、第40条から第44 条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第 1項、第51条から第53条まで及び第68条の2 の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事 業について準用する。この場合において、第 11条第1項中「第36条」とあるのは「第79条 の8」と、第15条中「いう。第36条第6号及 び第50条第2項において同じ。」とあるのは 「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあ るのは「第79条の7」と、第24条第2項中 「第22条第2項」とあるのは「第79条の7第 2項」と、第25条第1項、第26条及び第53条 第2項第2号中「児童発達支援計画」とある のは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み 替えるものとする。

第6章 保育所等訪問支援

第80条 (略)

(準用)

第83条 <u>第79条の5の規定は、指定保育所等訪</u> 間支援の事業について準用する。

第84条 削除

(通所利用者負担額の受領)

第85条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定 保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付 決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に 係る通所利用者負担額の支払を受けるものと する。

- 2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理 受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供 した際は、通所給付決定保護者から、当該指 定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用 基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定保育所等訪問支援事業者は、前2項の 支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者 の選定により通常の事業の実施地域(当該指 定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保 育所等訪問支援を提供する地域をいう。次条 第5号において同じ。)以外の地域において指 定保育所等訪問支援を提供する場合は、それ に要した交通費の額の支払を通所給付決定保 護者から受けることができる。
- 4 指定保育所等訪問支援事業者は、前3項の 費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に 係る領収証を当該費用の額を支払った通所給 付決定保護者に対し交付しなければならな い。
- 5 指定保育所等訪問支援事業者は、第3項の 交通費については、あらかじめ、通所給付決 定保護者に対し、その額について説明を行 い、通所給付決定保護者の同意を得なければ ならない。

(運営規程)

第86条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定 保育所等訪問支援事業所ごとに、次の各号に 掲げる事業の運営についての重要事項に関す る運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 第85条 削除

第86条 削除

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所 給付決定保護者から受領する費用の種類及 びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項 (準用)

第87条 第11条から第21条まで、第23条から第29条まで、第31条、第33条から第35条まで、第37条、第40条、第42条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項及び第51条から第53条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第86条」と、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第85条」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第42条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第11条から第21条まで、第23条、第24 条、第25条(第4項及び第5項を除く。)、第 26条から第29条まで、第31条、第33条から第 35条まで、第37条、第40条、第42条から第44 条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第 1項、第51条から第53条まで、第68条の2及 び第79条の6から第79条の8までの規定は、 指定保育所等訪問支援の事業について準用す る。この場合において、第11条第1項中「第 36条」とあるのは「第87条において準用する 第79条の8」と、第15条中「いう。第36条第 6号及び第50条第2項において同じ。」とあ るのは「いう。」と、第21条第2項中「次 条」とあるのは「第87条において準用する第 79条の7」と、第24条第2項中「第22条第2 項」とあるのは「第87条において準用する第 79条の7第2項」と、第25条第1項及び第26 条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育 所等訪問支援計画」と、第42条中「従業者の 勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるの は「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項 第2号中「児童発達支援計画」とあるのは 「保育所等訪問支援計画」と読み替えるもの とする。

第7章 多機能型事業所に関する特例

第6章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第88条 多機能型事業所(この規則に規定する 事業のみを行う多機能型事業所に限る。) に係 る事業を行う者に対する第4条第1項、第2 項及び第4項、第5条、第61条、第71条第1 項、第2項及び第4項並びに第81条第1項の 規定の適用については、第4条第1項中「事 業所(以下「指定児童発達支援事業所」とい う。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同 項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは 「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児 童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事 業所」と、「指定児童発達支援の」とあるの は「指定通所支援の」と、同条第4項中「指 定児童発達支援」とあるのは「指定通所支 援」と、第5条第1項中「指定児童発達支援 事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、 同項第2号ア中「指定児童発達支援」とある のは「指定通所支援」と、同条第2項及び第 3項中「指定児童発達支援事業所」とあるの は「多機能型事業所」と、同項第1号中「指 定児童発達支援」とあるのは「指定通所支 援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事 業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同 条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは 「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児 童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事 業所」と、「指定児童発達支援の」とあるの は「指定通所支援の」と、第61条第1項中 「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事 業所」という。)」とあり、並びに同条第2項 及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業 所」とあるのは「多機能型事業所」と、第71 条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デ イサービス事業所」という。)」とあるのは 「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定 (従業者の員数に関する特例)

第88条 多機能型事業所(この規則に規定する 事業のみを行う多機能型事業所に限る。) に係 る事業を行う者に対する第4条第1項、第2 項及び第4項、第5条、第61条、第71条第1 項、第2項及び第4項、第79条の3第1項並 びに第81条第1項の規定の適用については、 第4条第1項中「事業所(以下「指定児童発 達支援事業所」という。)」とあるのは「多機 能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発 達支援 | とあるのは「指定通所支援 | と、同 条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあ るのは「多機能型事業所」と、「指定児童発 達支援の」とあるのは「指定通所支援の」 と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあ るのは「指定通所支援」と、第5条第1項中 「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多 機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児 童発達支援」とあるのは「指定通所支援」 と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達 支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」 と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあ るのは「指定通所支援」と、同条第4項中 「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多 機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童 発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、 同条第6項中「指定児童発達支援事業所」と あるのは「多機能型事業所」と、「指定児童 発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」 と、第61条第1項中「事業所(以下「指定医 療型児童発達支援事業所」という。)」とあ り、並びに同条第2項及び第3項中「指定医 療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機 能型事業所」と、第71条第1項中「事業所 (以下「指定放課後等デイサービス事業所」 という。)」とあるのは「多機能型事業所」

放課後等デイサービス」とあるのは「指定通 所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デ イサービス事業所」とあるのは「多機能型事 業所」と、「指定放課後等デイサービスの」 とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4 項中「指定放課後等デイサービス」とあるの は「指定通所支援」と、第81条第1項中「事 業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」 という。)」とあるのは「多機能型事業所」と する。 と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第79条の3第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第81条第1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」という。)

2 (略)

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第2条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員)	(職員)
第63条 (略)	第63条 (略)
2 · 3 (略)	2 • 3 (略)

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害 児入所施設には、第1項に規定する職員並び に医師及び<u>看護師</u>を置かなければならない。 ただし、児童40人以下を入所させる施設にあ っては栄養士を、調理業務の全部を委託する 施設にあっては調理員を置かないことができ る。

 $5 \sim 7$ (略)

8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害 児入所施設の<u>看護師</u>の数は、児童おおむね20 人につき1人以上とする。

9~11 (略)

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害 児入所施設には、第1項に規定する職員並び に医師及び<u>看護職員(保健師、助産師、看護</u> 師又は准看護師をいう。以下この条及び第77 条において同じ。)を置かなければならない。 ただし、児童40人以下を入所させる施設にあ っては栄養士を、調理業務の全部を委託する 施設にあっては調理員を置かないことができ る。

 $5 \sim 7$ (略)

8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害 児入所施設の<u>看護職員</u>の数は、児童おおむね 20人につき1人以上とする。

9~11 (略)

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び<u>看護師</u>を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

13~15 (略)

(職員)

第77条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型 児童発達支援センターには、第1項に規定す る職員及び<u>看護師</u>を置かなければならない。 ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっ ては栄養士を、調理業務の全部を委託する施 設にあっては調理員を置かないことができ る。

8 (略)

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型 児童発達支援センターの児童指導員、保育 士、<u>看護師</u>及び機能訓練担当職員の数は、通 じておおむね児童の数を4で除して得た数以 上とする。ただし、機能訓練担当職員の数 は、1人以上でなければならない。 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び<u>看護職員</u>を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

13~15 (略)

(職員)

第77条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型 児童発達支援センターには、第1項に規定す る職員及び<u>看護職員</u>を置かなければならな い。ただし、児童40人以下を通わせる施設に あっては栄養士を、調理業務の全部を委託す る施設にあっては調理員を置かないことがで きる。

8 (略)

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型 児童発達支援センターの児童指導員、保育 士、<u>看護職員</u>及び機能訓練担当職員の数は、 通じておおむね児童の数を4で除して得た数 以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数 は、1人以上でなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第3条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第18号)の 一部を次のように改正する。

改正前

ĻX

(従業者の員数)

第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき 従業者及びその員数は、次のとおりとする。 ただし、40人以下の障害児を入所させる指定 福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄 養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉 改正後

(従業者の員数)

第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき 従業者及びその員数は、次のとおりとする。 ただし、40人以下の障害児を入所させる指定 福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄 養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉 型障害児入所施設にあっては第5号の調理員 を置かないことができる。

- (1) (略)
- (2) <u>看護師</u> ア又はイに掲げる指定福祉型障 害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又 はイに定める数

ア・イ (略)

(3)~(6) (略)

2 · 3 (略)

4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者 支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号) 第29条第1項に規定する指定障害者 支援施設をいう。次条第6項において同じ。) の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障 害福祉サービス (同法第5条第1項に規定す る施設障害福祉サービスをいう。次条第6項 において同じ。)とを同一の施設において一体 的に提供している場合については、指定障害 者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に 関する規則(平成25年静岡県規則第20号。次 条第6項において「指定障害者支援施設基準 規則」という。)第3条に規定する人員に関す る基準を満たすことをもって、前3項に規定 する基準を満たしているものとみなすことが できる。

(設備)

第4条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者 支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援 と施設障害福祉サービスとを同一の施設にお いて一体的に提供している場合については、 指定障害者支援施設基準規則第7条に規定す る設備に関する基準を満たすことをもって、 型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。

- (1) (略)
- (2) <u>看護職員(保健師、助産師、看護師又は</u> <u>准看護師をいう。)</u> ア又はイに掲げる指定 福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それ ぞれア又はイに定める数

ア・イ (略)

(3)~(6) (略)

2 · 3 (略)

(設備)

第4条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

<u>前各項に規定する基準を満たしているものと</u> みなすことができる。

(利益供与等の禁止)

第45条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(利益供与等の禁止)

第45条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第18項</u>に規定する一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 - (指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (平成30年厚生労働省令第3号。以下「省令」という。)附則第2条に該当する指定児童発達支援事業者に ついては、改正後の指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下「新規則」と いう。)第4条(第3項を除く。)の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例によ る。
- 3 省令附則第3条に該当する基準該当児童発達支援事業者については、新規則第54条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 省令附則第4条に該当する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第3条及び第4条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。